
金融商品取引法の施行に伴う本協会諸規則の一部改正について

日証協 平 19.9.18

本協会では、金融商品取引法の施行に伴い、本協会諸規則を一部改正することについて、8月17日から8月31日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

パブリック・コメントとして寄せられた意見を斟酌し、9月18日開催の自主規制会議において、別表1から別表3のとおり本協会諸規則を一部改正することについて、決議した。

また、9月18日開催の証券戦略会議において、金融商品取引法の施行に伴い、別表4のとおり証券教育広報委員会規則を一部改正することについて決議した。

本改正等は、平成19年9月30日から施行する。

本改正等の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

内容に関する問い合わせ先

- 別表 1 エクイティ市場委員会所管の規則等に関する事項
自主規制 1 部 (TEL:03-3667-8647)

- 別表 2 公社債・金融商品委員会所管の規則等に関する事項
自主規制 2 部 (TEL:03-3667-8456)

- 別表 3 自主規制企画委員会所管の規則等に関する事項
 - ・ 別紙 26～29、33、36、37、39～42、45、参考 1、2
自主規制企画部 (TEL:03-3667-8470)
 - ・ 別紙 30、31、45、46
規律審査部 (TEL:03-3667-8475)
 - ・ 別紙 32、34
資格管理部 (TEL:03-3667-8461)
 - ・ 別紙 35、45
監査 1 部 (TEL:03-3667-8007)
 - ・ 別紙 38
監査 2 部 (TEL:03-3667-8437)
 - ・ 別紙 43
個人情報監理室 (TEL:03-3667-8017)
 - ・ 別紙 44
特別会員室 (TEL:03-3667-8013)
 - ・ 別紙 47、48
証券あっせん・相談センター (TEL:03-3667-8009)

- 別表 4 証券教育広報委員会所管の規則に関する事項
証券広報部 (TEL:03-3667-8020)

金融商品取引法の施行に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、本年 9 月 30 日に金融商品取引法及び関係政府令が施行されることに伴い、別紙のとおり、本協会諸規則について所要の整備を図ることとする。

II. 改正の骨子

1. 全般に関する事項

(1) 証券取引法から金融商品取引法への移行に伴い、関係諸規則について所要の整備を図る。

(2) 金融商品取引法の施行に伴い、店頭デリバティブ取引のうち、有価証券関連デリバティブ取引にも店頭金融先物取引にも当たらないものについて、新たに本協会の自主規制規則の対象とすることとしたため、関係諸規則について所要の整備を図る。

(3) 現行の「公正慣習規則」及び自主規制の性格を有する「理事会決議」を合わせて「自主規制規則」とする。

なお、「統一慣習規則」及び「紛争処理規則」は現行どおりとする。

(4) 現行の「理事会決議」で、既にその役割を終えているものは廃止する。

引き続き存続させるもののうち、規則とするものについては、「～に関する規則」という規則名を付し、また、規則としないものについては、現行どおり「理事会決議」とする。

(5) 現在、公正慣習規則、統一慣習規則及び紛争処理規則に付している号数を廃止する。

(6) 各規則の用語及び表記について、横断的に統一を図る。

(7) 所要の整備を図る規則等の一覧は別表のとおり。

2. エクイティ市場委員会所管の規則等に関する事項（別表 1）

(1) 「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）の一部改正

① 説明・確認義務の適用除外となる者を適格機関投資家から特定投資家とする。

(第 7 条第 4 項)

② 投資勧誘規制が除外されている店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を可能とする。

(第 15 条)

③ いわゆる「青空銘柄」の協会への報告を廃止する。

(第 16 条第 1 項)

④ 投資勧誘を伴わない店頭取扱有価証券の売買についても定期的な公表対象とする。

(第 16 条第 2 項)

(2) 「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）の一部改正

① グリーンシート銘柄に係る説明書の交付・説明義務について、金商法第 37 条の 3 第 1 項に規定する「契約締結前交付書面」を念頭に置いた規定に修正する。

(第 19 条)

- ② 本協会がグリーンシート銘柄について売買審査を行うことを明確にする。

(第 33 条)

(3) 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号)の一部改正

- ・ 「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議)を本規則に取り込む。

(4) 株券等の貸借取引の取扱いについて(理事会決議)の一部改正

- ① 説明・確認義務の適用除外となる者を適格機関投資家から特定投資家とする。

(第 4 条)

- ② 「株券等貸借取引無担保確認書」について、電子交付が可能であることを明確にする。

(第 6 条第 4 項、第 5 項)

(5) 会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について(理事会決議)の一部改正

- ① 表題から「会員における顧客による」を削除し、委託・自己に捉われない、売買管理体制の整備に関するルールとする。

(表題、第 1 条)

- ② 自己売買に係る社内管理の必要性について規定する。

(第 7 条)

(6) その他関係規則の改正等

- ① 「株券等貸借取引の担保金代用有価証券の代用価格に関する取扱いについて」(理事会決議)、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議)及び「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)を廃止する。

- ② 上記(1)から(5)に掲げた規則等を含め、下記の規則等について所要の整備を図る。

【公正慣習規則】

- ・ 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)
- ・ 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)及び「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」
- ・ 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号)及び同規則に関する細則
- ・ 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号)

【理事会決議】

- ・ 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて
- ・ 株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分について

- ・ 株券等の貸借取引の取扱いについて
- ・ 株券等貸借取引の担保金代用有価証券の代用価格に関する取扱いについて
- ・ 私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて
- ・ 会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について
- ・ 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて
- ・ 協会員における注文管理体制の整備について
- ・ 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて
- ・ 会員におけるMSCB等の取扱いについて
- ・ 店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について

【統一慣習規則】

- ・ 「店頭売買事故証券の処理に関する規則」（統一慣習規則第1号）
- ・ 「株券の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」（統一慣習規則第2号）

3. 公社債・金融商品委員会所管の規則等に関する事項（別表2）

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）及び「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則に関する細則」の一部改正

- ① 協会員による月間の公社債種類別店頭売買高等の協会への報告期限について、現行「翌月10日の正午まで」としているものを、「翌月10日まで」に改める。

（第11条第1項）

- ② その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(2) 「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正

- ① 協会員が、外国証券の募集等を行う場合には、顧客（私募の取扱いを行う場合には特定投資家を除く。）との間で外国証券取引に関する契約の締結を行う旨を明確化する。

（第3条）

- ② 外国ETF及びクローズド・エンド型外国投資信託受益証券について、「外国株券」と同様の取扱いとする。

（第2条第1項等）

- ③ ペーパーレス化された外国証券についての取扱いを明文化する。

（第2条第1項第1号等）

- ④ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(3) 「海外証券先物取引等に関する規則」（公正慣習規則第11号）の一部改正

- ① 「照合通知書」については、他の交付書類（照合通知書と記載内容が同じものであり、かつ照合通知書と同時期に送付するもの）を顧客に送付する場合には、その送付を省略できることとする。

（第25条第4項）

- ② その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(4) 債券等の条件付売買取引の取扱いについて（理事会決議）の一部改正

- ① 規則名を「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」に改める。
- ② 「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」の交付義務の適用除外となる者について、現行「適格機関投資家等」としているものを「特定投資家等」に改める。
(第4条第3項)
- ③ 売買対象債券等の範囲に「投資法人債券」を加える。
(第6条第1項)
- ④ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(5) 債券等の着地取引の取扱いについて（理事会決議）の一部改正

- ① 規則名を「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」に改める。
- ② 「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を要しない者について、現行「適格機関投資家等」としているものを「特定投資家等」に改める。
(第3条第3項)
- ③ 売買対象債券等の範囲に「投資法人債券」を加える。
(第5条第1項)
- ④ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(6) 債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて（理事会決議）

- ① 規則名を「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」に改める。
- ② 「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を要しない者について、現行「適格機関投資家等」としているものを「特定投資家等」に改める。
(第5条第3項)
- ③ 貸借取引対象債券等の範囲に「投資法人債券」を加える。
(第6条第1項及び第9条第1項)
- ④ 貸借残高等の照合において取引相手方の範囲から「特定投資家」を除く。
(第10条第1項)
- ⑤ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(7) 選択権付債券売買取引の取扱いについて（理事会決議）

- ① 規則名を「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」に改める。
- ② 「個別取引契約書」の締結又は「個別取引明細書」の交付を要しない者について、現行「適格機関投資家等」としているものを「特定投資家等」に改める。
(第6条第3項)
- ③ 売買対象債券等の範囲に「投資法人債券」を加える。(第7条第1項及び17条第2項)
- ④ 選択権付債券売買取引に関する説明書の交付及び確認書の徴求を要しない者について、現行「適格機関投資家」としているものを「特定投資家」に改める。
(第22条第1項)
- ⑤ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(8) 国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について（理事会決議）

- ① 規則名を「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」に改める。
- ② 規則の適用対象に「短期投資法人債券」を加える。 (第３条第１項)
- ③ 貸付債権信託受益権等を削除する。 (第３条第１項等)
- ④ その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(9) 個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について（理事会決議）

- ① 規則名を「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」に改める。
- ② その他関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

(10) 「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」（統一慣習規則第３号）

- ・ 関係法令等の改正に伴う用語の明確化を行う。

(11) 「債券のフェイルの解消に関する規則」（統一慣習規則第４号）

- ・ 関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の改正を行う。

4. 自主規制企画委員会所管の規則等に関する事項（別表３）

(1) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第６号）及び同細則の一部改正

- ① 会員は、顧客が特定投資家であって、当該顧客からの有価証券等の直近の残高に関する照会に対し速やかに回答できる体制が整備されている場合には、照合通知書による報告を省略することができることとする。 (第９条第４項)
- ② 会員は、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項について、照合通知書への記載を省略することができることとする。 (第９条第５項)
- ③ 特別会員は、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書等に記載されている事項について、照合通知書への記載を省略することができることとする。 (第１７条第３項、第６項)
- ④ 特別会員は、顧客が特定投資家であって、当該顧客からの有価証券等の直近の残高に関する照会に対し速やかに回答できる体制が整備されている場合には、照合通知書による報告を省略することができることとする。 (第１７条第５項)
- ⑤ 店頭デリバティブ取引会員に関する規定を新設する。 (第７章)

(2) 「広告等及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第７号）の一部改正

- ① 金融商品取引法第３７条において、金融商品取引業者により行われる広告等が規制対象とされたことに伴い、広告等の表示その他の用語の定義について変更を行う。

(第2条)

② 協会員は広告等の表示又は景品類の提供を行う場合、禁止行為に違反する事実がないか広告審査担当者に審査させることとしているが、特定投資家への広告等の表示や特別会員が行う金融商品仲介行為に係る広告等の表示で委託会員の広告審査担当者による審査が行われたものについては適用除外とする。(第5条第1項)

③ 協会員が任命できる広告審査担当者のうち、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、その知識等からみて本協会が広告等の表示及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者に限るものとする。【参考1参照】

(第5条第2項、第3項、第5項)

(3) 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部改正

① 有価証券や店頭デリバティブ取引等の用語について定義を設ける。(第2条)

② いわゆる「地場出し・地場受け」に係る適用除外範囲について見直しを行う。

(第7条第1項、第2項)

③ 協会員の従業員が自己の計算において行う売買取引に係る禁止行為の範囲について見直しを行う。(第7条第3項第6号)

④ 仮名取引の範囲について明確化を図る。【参考2参照】(第7条第3項第11号)

(4) 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)及び同細則の一部改正等

① 有価証券の売買その他の取引等の用語について定義を設ける。(第2条)

② 協会員は、新興市場銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要や性格について十分説明するものとしているが、今後、金融商品取引法・金融商品の販売等に関する法律により、顧客の属性や理解力に応じた適切な説明が義務付けられることを踏まえ、すべての顧客に対する一律な説明を想定した本規定は削除することとする。(第6条の2)

③ 金融商品取引法第37条の3において、金融商品取引契約の締結前の書面及び説明が義務付けられたことに伴い、次の説明書の交付及び説明義務を廃止する。

イ 信用取引又は発行日決済取引に関する説明書

ロ 新株予約権証券、カバードワラント等に関する説明書

ハ 有価証券関連デリバティブ取引に関する説明書

④ 仮名取引の範囲について明確化を図るとともに、細則を廃止する。【参考2参照】

(第13条)

(5) 「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第12号)の一部改正

・ 金融商品取引法の施行に伴い、所要の整備を図ることとする。

(6) 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)及び同細則の一

部改正

- ① 内部管理統括補助責任者研修の受講義務者の適時適切な把握を可能とするため、同補助責任者の任命等に関する協会員からの報告方法を定期報告から都度報告に変更する。(第6条第2項)
- ② 「定款第26条(会員に対する勧告)について」(理事会決議)に規定している内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者の交代勧告に関する規定を本規則に取り込む。(第9条)
- ③ 内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の本協会への新規加入時、人事異動時等の配置に関する特例期間を6か月に統一するとともに、付則の規定を本規則に取り込む。(第18条)
- ④ 特定店頭デリバティブ取引等に関する内部管理統括責任者等の資格要件、営業責任者及び内部管理責任者を配置しなければならない営業単位の範囲等に関する規定を新設する等所要の整備を図ることとする。【参考1参照】
(第3条第2項、第6条第4項、第7条、第11条、第14条、細則第4条)

(注) 本協会においては、特定店頭デリバティブ取引等従事者向けの資格・試験を新設することを検討しております。それまでの間の暫定措置として、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者及び内部管理責任者については特定店頭デリバティブ取引等に関する社内研修を受講していただくこととなります。

なお、当該社内研修はあくまでも当該資格・試験制度が新設されるまでの間の暫定的な措置であり、当該社内研修をもって特定店頭デリバティブ取引等従事者向けの資格を取得するものではありません。

したがって、当該資格・試験制度が新設された際には、改めて、当該社内研修の受講者にも当該試験を受験していただき、資格を取得していただくこともあります。

- ⑤ 特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者及び内部管理責任者等については、施行の日から起算して1年間を経過する日までの間に限り、内部管理責任者資格等を有しない者であっても営業責任者又は内部管理責任者等に配置することができる旨規定する。(付則第2項及び第3項)

(7) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)及び同細則の一部改正

- ① 協会員が、その役員又は従業員に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせる場合には、登録申請書の提出までに、当該役員又は従業員に一定の要件を具備させるとともに、社内研修を受講させ、その結果を本協会に報告しなければならないこととする。(第7条の2)
- ② 協会員は、本規則改正の施行の日から起算して1年間を経過する日までに、一定の要件を具備し、現に外務員の登録を受けている役員又は従業員に、当分の間、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、原則として本規則改正の施行の日から起算して1年間を経過する日までの間(猶予期間)

に社内研修を受講させ、その結果を本協会に報告しなければならないこととする。
(付則第2項)

- ③ みなし登録第一種業者又はみなし登録金融機関である協会員は、猶予期間に、外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、この場合には、猶予期間に一定の要件を具備させるとともに、社内研修を受講させ、その結果を本協会に報告しなければならないこととする。

(付則第3項及び第4項)

(注) 本協会においては、特定店頭デリバティブ取引等従事者向けの資格・試験を新設することを検討しております。このため、上記社内研修はあくまでも当該資格・試験制度が新設されるまでの間の暫定的な措置であり、当該社内研修をもって特定店頭デリバティブ取引等従事者向けの資格を取得するものではありません。

したがって、当該資格・試験制度が新設された際には、改めて、当該社内研修の受講者にも当該試験を受験していただき、資格を取得していただくこともあります。

(8) 「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)の一部改正

- ① 規則名を「金融商品仲介業者に関する規則」に改める。
② 関係規則の改正内容を踏まえ、証券仲介業者に関連する事項について、併せて改正することとする。

(9) 「証券外務員等資格試験規則」の一部改正等

- ① 本規則について見直しを行い、外務員等資格試験委員会の構成及び運営に関する事項については、「外務員等資格試験委員会規則」として改正するとともに、資格試験につき必要な事項については、「外務員等資格試験に関する規則」を新設することとする。
② 協会員に対する不正受験の未然防止義務規定を設ける。

(「外務員等資格試験に関する規則」第7条第3項)

- ③ 店頭デリバティブ取引会員の使用人等の受験資格に関する規定を設ける。
(「外務員等資格試験に関する規則」第4条第1項第1号チ 他)

(10) 「監査規則」の一部改正

- ① 監査の種類について定義を設け、「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」(理事会決議)に規定している機動的・継続的監査の規定を本規則に取り込む。(第4条)
② その他所要の整備を図る。

(11) 「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)及び同細則の一部改正

- ① あっせんの範囲について見直しを行う。(第2条)
② 証券あっせん・相談センターの業務に対し助言及び指導を行う特別顧問の設置に

関する規定を明確化する。(第3条第4項)

- ③ あっせんを打ち切ることができる範囲に、あっせんの申立て者が正当な理由なく、あっせんに出席しなかった場合を追加する。(第12条、細則第7条)

- ④ 協会員から本協会に預託された預託金に関する規定について所要の整備を図る。(第19条)

(12) 「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号)の一部改正

- ・ 紛争の対象について見直しを行う。(第1条)

(13) その他関係規則の改正等

- ① 自主規制企画委員会が所管する理事会決議のうち、次に掲げるものは、「自主規制規則」として制定する。

イ 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」

(現「証券業経理の統一について」)

ロ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」

(現「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」)

ハ 「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」

(現「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」)

ニ 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」

(現「アナリスト・レポートの取扱い等について」)

ホ 「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引に関する規則」

(現「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」)

ヘ 「会員の緊急時事業継続体制の整備に関する規則」

(現「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」)

※緊急時事業継続体制の整備に関する具体的な内容等については、引き続き、「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」において規定することとする。

ト 「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」

(現「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」)

チ 「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」

(現「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について」)

リ 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」

ヌ 「個人情報の保護に関する指針」

- ② 自主規制会議が所管する「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」理事会決議(自主規制会議決議)については、「自主規制規則」として制定し、所要の改正を行う。

③ 次に掲げる理事会決議は廃止する。

イ 「定款第 26 条（会員に対する勧告）について」

ロ 「協会の役員に対する公正慣習規則第 8 号『証券従業員に関する規則』の準用について」

ハ 「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」

5. 証券教育広報委員会所管の規則に関する事項（別表 4）

・ 「証券教育広報委員会規則」の一部改正

① 規則名を、「証券教育広報委員会規則」から「金融・証券教育広報委員会規則」に改める。

② 目的に関する規定において、「定款第 70 条の 2 第 3 項の規定に基づき、中立・公正な立場から」を「定款第 78 条第 3 項の規定に基づき、中立かつ公正な立場から」に改める。併せて、委員会の名称を、「証券教育広報委員会」から「金融・証券教育広報委員会」に改める。
(第 1 条)

③ 委員会が行う内容に関する規定において、「有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発並びに証券広報」を「金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報」に改める。

(第 1 条、第 2 条第 1 項、第 5 条第 3 項、第 12 条)

④ 委員会の構成に関する規定において、「会員支配会社の役員を含む」を「会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員を含む。」に改める。併せて、「証券会社又は投資信託委託業者等をもって構成された法人、証券取引所」を「金融商品取引所、金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人」に改める。
(第 3 条)

6. 施行の時期

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

以 上